

議案第41号

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67条）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

令和8年9月1日提出
三宅町長 森田 浩 司

記

- 1 債権の内容 過年分の町営住宅使用料 8,766,482円
- 2 債 務 者 7名
- 3 放棄する理由 民法第166条及び第169条の規定により消滅時効期間が経過したことから債権を放棄するものである。

議案第41号参考資料

放棄対象債権内訳表

番号	債権額	未納期間（月数）
1	359,582円 （29箇月）	平成26年7月～平成27年7月（13箇月） 平成27年9月（1箇月） 平成28年1月～平成29年3月（15箇月）
2	35,000円 （7箇月）	平成29年7月～9月（3箇月） 平成29年11月～平成30年1月（3箇月） 平成30年3月（1箇月）
3	957,300円 （17箇月）	平成31年2月～令和2年6月（17箇月）
4	435,000円 （91箇月）	平成16年5月～平成23年11月（91箇月）
5	170,600円 （7箇月）	平成17年9月～平成18年3月（7箇月）
6	2,565,100円 （29箇月）	平成16年11月～平成19年3月（29箇月）
7	4,243,900円 （72箇月）	平成11年11月～平成17年10月（72箇月）
合計	8,766,482円 （252箇月）	